

## コンテンツ

目的	2
定義	2
方針	3
<b>1 原則と規則</b>	<b>3</b>
1.1 腐敗防止法の概要	3
1.2 商業賄賂	3
<b>2 ビジネス上のもてなし</b>	<b>3</b>
<b>3 利益相反</b>	<b>4</b>
<b>4 第三者</b>	<b>4</b>
<b>5 政治献金</b>	<b>4</b>
<b>6 慈善寄付および教育助成金</b>	<b>4</b>
<b>7 ファシリテーション・ペイメント</b>	<b>5</b>
<b>8 勧誘</b>	<b>5</b>
<b>9 帳簿と記録および内部統制</b>	<b>5</b>
<b>10 実施</b>	<b>5</b>
10.1 従業員研修および認証	5
10.2 報告義務および報復禁止	6
10.3 違反の結果	6
<b>11 法務部門またはコンプライアンス部門に指導を求める</b>	<b>6</b>
<b>12 本方針に対する違反</b>	<b>6</b>
スコープ	6
責任	6
発効日	6
参考文献	7
改訂履歴	7

## 目的

当社の子会社、取締役会、役員、経営陣、従業員（以下、総称して「当社」）、および当社のために働くすべての第三者は、特に医療機器業界において、世界的規模で贈収賄と汚職をもたらすリスクを認識しています。私たちは全員、効果的な腐敗防止コンプライアンス・プログラムの開発と維持に全力を尽くします。このようなプログラムは、組織の全階層における倫理的行動に基づいており、適切かつテストされた内部統制によって支えられています。本方針は、贈収賄問題が発生する可能性のあるさまざまな状況に対応するものです。

## 定義

コンプライアンスでは、主要な定義のために「定義」と名付けられた包括的な用語集を掲載しています [Definitions](#).

### Applicable Laws

#### Bribery

#### Books and Records

#### Brazil Clean Companies Act

#### Bribery Act in UK

#### Business Courtesies

#### Charitable Donation

#### Close Relative(s)

#### Company

#### Compliance Committee

#### Compliance Department

#### CEP - Compliance & Ethics Program

#### Conflict of Interest

#### Consultant

#### Covered Recipient

#### Educational Grant

#### Employee(s)

#### Entertainment

#### GO – Global Office(s)

#### Guest(s)

#### HCP - Healthcare Professional

#### HCO – Healthcare Organization

#### FCPA - Foreign Corrupt Practices Act in USA

#### Facilitation Payment

#### Laws and Regulations

#### Legal Department

#### OECD - Organization for Economic Cooperation and Development New

#### PAC - Political Action Committee

Political Contribution

PO - Public Official

Policy(ies)

Procedure(s)

Retaliation

Third Party(ies)

Violation

## 方針

### 1 原則と規則

このポリシーの下、当社は、国内外の子会社（グローバル・オフィス）の従業員を含む各従業員、および各役員、株主、取締役、コンサルタント、代理人、販売代理店、サプライヤー、または当社のために行動するその他の第三者を含む当社の代表者が、世界中のいかなる場所においても、汚職行為に直接的または間接的に関与することを禁止します。私たち全員が、不適切な行為と思われる行為を避けなければなりません。当社は、契約やビジネスを獲得または維持する目的で、あるいは当社に不適切なビジネス上の利益を提供する目的で、医療従事者や公務員に不当な支払いやその他の価値あるものを申し出たり、約束したりすることを禁止します。

#### 1.1 腐敗防止法の概要

関連する法律や条約（例えば、FCPA（米国海外腐敗行為防止法）、英国贈収賄法、ブラジルクリーンカンパニー法、国連汚職防止条約、国際商取引における外国公務員贈収賄防止に関するOECD条約、および世界各国の様々な国内法）は、契約やビジネスを獲得または維持するために、医療従事者や公務員に不当な支払いの申し出や約束をすることを禁止しています。このような行為は、直接的であろうと間接的であろうと違法である。従って、当社のために行動する第三者（代理人、コンサルタント、ビジネスパートナー、代理人、会計士、サプライヤーなど）に対し、第三者が不適切な目的のために医療従事者または公務員に支払いの一部を提供することを知って行った支払いは、これらの法律に違反します。知っているとは、ビジネスを獲得するために医療従事者または公務員に対して支払いまたは申し出が行われている、最終的に行われる、または行われることが実質的に確実であると固く信じることも含まれます。

#### 1.2 商業賄賂

多くの国の様々な法律が、商業上の贈収賄を禁止している。贈収賄は、ビジネス上の競争相手に対して不適切な優位性を確保するために、第三者の代理人や従業員と汚職的な取引を行うことを含む。これは汚職の一形態であり、必ずしも公務員や政府が管理する医療施設が関与するものではありません。私たちは、サプライヤー、顧客、仲介者を含むがこれに限定されない、不正な支払いを求める、申し出る、または受け取ることを含む、商業的贈収賄に該当するいかなる行為にも関与しないことを方針としています。

### 2 ビジネス上のもてなし

業務上のもてなしは、医療従事者または公務員に公的な職務を遂行させたり、させなかったりすること、あるいはその他の不適切な目的を誘引するために使用してはなりません。さらに、業務上のもてなしの提供は、適用される現地の法律の下で合法的なものでなければならず、不適切な印象を与えないよう、状況に応じて適切なものでな

ければなりません。業務上のもてなしの提供は、特定の会社ポリシーとそれに対応する手順に準拠し、会社の製品またはサービスの実演、宣伝、説明、または会社の製品またはサービスに関わる契約上の義務に直接関連していなければなりません。医療従事者または公務員のゲストまたは近親者への接待、贈答品、現金、現金同等物、または有価物の提供は、固く禁じられています。

### 3 利益相反

利益相反は、従業員またはアソシエイトが当社の利益よりも個人的な利益を優先し、そのような個人的な利益が業務上の判断、意思決定、または行動に不適切な影響を与える、または不適切な影響を与えると見なされる可能性がある場合に発生します。当社は、従業員、アソシエイト、およびその近親者が、(i) 当社のサプライヤー、顧客、または競合他社のいずれかと金銭的または受益的な利害関係を得ること、(ii) 当社のサプライヤー、顧客、または競合他社から金銭、贈答品、過剰な接待、融資、またはその他の特別待遇を受けること、(iii) 会社の財産、情報、または地位を個人的な利益のために利用することを禁じています。

利益相反は、従業員やアソシエイトが直接的または間接的な個人的利益のために商取引の結果に影響を及ぼそうとする場合、または影響を及ぼすと見なされる場合に問題となる可能性があります。最も一般的な例として、社外雇用を含む社外との契約、個人的な金銭的利益、家族や個人的な関係、贈答品、食事、旅行、接待、その他の便宜が挙げられます。従業員またはアソシエイトが利益相反の状況にある可能性を認識した時点で、実際の、潜在的な、または認識された利益相反を法務部門に開示することが義務付けられています。

### 4 第三者

当社は、当社に代わって行動する第三者の行為に対して責任を負う可能性があるため、徹底的なデューデリジェンスプロセスを経た後にのみ、第三者と契約します。当社は、第三者を通じて贈収賄や汚職を間接的に行うことを禁止します。第三者との契約は、当社にとって不適切なインセンティブ、報酬、または不適切なビジネス上の利点を確保するために、決して使用してはならない。

### 5 政治献金

当社従業員の勤務時間を含め、いかなる資金または資産も、適用される法律で認められている場合であっても、直接的または間接的に、政党または政治家候補の選挙運動に寄付、貸与、または利用可能にはなりません。政治献金は、公務員または対象受領者を賄賂で買収したり、影響を与えたり、何らかの不当な利益を得たりする意図で行われるべきではありません。本ポリシーは、コンプライアンス委員会の承認に基づき、当社が支援を決定する政治活動委員会に献金することを禁止するものではありません。本方針は、当社の従業員が自国内の政治問題に個人的に参加することを禁止するものではありません。個人の政治活動への関与と参加は、会社以外の時間と会社以外の費用で自ら選択しなければなりません。個人の政治献金は、個人の名前と個人情報以外には、当社、または当社に関連する人物、または当社と提携している人物に言及してはなりません。個人が公的な問題について発言する場合、そのコメントや発言は個人のものであり、当社のものではないことを明確にしなければなりません。政治イベントへの参加、政党や候補者への献金に関する質問はすべて、コンプライアンス部または法務部に問い合わせてください。

### 6 慈善寄付および教育助成金

当社は、当社が事業を展開する地域社会に貢献することを信条としており、本方針では、慈善団体や組織に対する妥当な寄付を認めています。

助成金と寄付の主な違いは、教育助成金が特定の目的（例：研究や教育）のために提供されるのに対して、慈善寄付は人道的ニーズ（例：貧困層や自然災害）に対応することです。しかし、会社は、慈善寄付または教育助成金が、適用法に違反する医療従事者または公務員への違法な支払いを偽装するために使用されないことを保証する必要があります。公務員または医療従事者が直接的な経済的利益を受け取らなくても、公務員または医療従事者が所属する組織への合法的な慈善寄付または教育助成金は、事業の獲得または維持、または不適切な利益の確保と引き換えに価値の移転が行われた場合、禁止される可能性があります。慈善寄付または教育助成金の要請はすべて、当グループのCEPに従って事前に承認される必要があります。本ポリシーおよび対応する手順を遵守しなければなりません。一般的に、当グループのCEPは、慈善寄付または教育助成金の具体的な要請を、十分な情報を添えて書面でコンプライアンス部に提出し、そのような要請は、そのような慈善寄付または教育助成金が約束または提供される前に、コンプライアンス委員会またはその被指名人によって承認される必要があります。慈善寄付または教育助成金に関する質問は、コンプライアンス部までお寄せください。

## 7 ファシリテーション・ペイメント

当社は円滑化支払を禁止しています。支払いが円滑化支払いに該当するかどうか不明な場合は、支払いを行う前に法務部またはコンプライアンス部の指示を仰いでください。

## 8 勧誘

当社は、誰に対しても賄賂の支払いや違法な支払いを拒否します。つまり、ビジネス・パートナー、ビジネス・パートナー候補、業界の競合他社、医療従事者、病院、または公務員が、賄賂またはその他の違法な支払いを要求または要求した場合、当社の従業員はその要求または要求を拒否しなければなりません。

## 9 帳簿と記録および内部統制

関連する汚職防止法および記録管理法には、(i) 取引と資産の処分を「合理的な詳細さで、正確かつ公正に」反映する記録を作成し保管すること、(ii) 取引の実行と記録が適切であることを「合理的に」保証する内部統制を維持することを求める条項も含まれています。従って、当社は、当社の帳簿および記録は、当社の資金のすべての支出を完全かつ公正に反映することを要求し、虚偽または誤解を招くような記録を作成しようとする試みを禁止している。さらに、当社は、すべての取引および資産の処分が適切な承認を受けた場合にのみ行われ、そのようなすべての取引が帳簿、記録、および勘定に正確かつ合理的な詳細さで記録されることを保証するために、会計手続きおよび財務報告、統制のシステムを確立し、維持しています。当社の従業員は、会計手続きおよび財務報告・管理要件を遵守しなければなりません。これらの要件は、当社の従業員によって発生した費用や取引、および当社からの払い戻しが要求される第三者によって発生した費用に適用されます。

## 10 実施

### 10.1 従業員研修および認証

当社は、必要に応じて、取締役、役員、医療従事者や公務員との接触や交流を職務に含む従業員を含む、必要なすべての個人を教育します。個人は、本ポリシーを読み、理解し、本ポリシーを遵守することを証明するよう求められることがあります。当社が要求する研修や証明書の不履行は、懲戒処分の対象となる場合があります。さらに、当社は、第三者にも同様の研修と認証を受けることを要求します。研修と認定の文書は、コンプライアンス部によって管理されます。当社がオンライン研修管理ツールを利用する場合、かかる記録はオンラインデータベース内に保存されます。

## 10.2 報告義務および報復禁止

当社は、従業員、ビジネス・パートナー、顧客、および一般市民が、当社のグローバルな事業行動規範、本規範を含む当社の方針および手順、適用される法律および規制、または業界の慣行に違反する可能性のある行為に気づいた場合に、懸念を表明することを奨励し、その権限を与えるために、当社のウェブサイトを通じて内部告発の仕組みを確立しました。すべての懸念は真剣に受け止められ、速やかに調査されます。善意で懸念を提起した人に対するいかなる形の報復も禁止されています。

## 10.3 違反の結果

腐敗防止法違反に対する罰則は厳しい場合があります。米国だけでも、関連する法律により、当社および不適切な行為に関与した個人に以下のいずれかの罰則が科される可能性があります：

- 刑事罰および民事罰、数百万ドルの罰金。
- 投獄。
- 政府契約からの資格停止および/または剥奪。
- 輸出ライセンスおよび特権の拒否。
- 米国への犯罪人引き渡し。

このような罰則は、違法な支払いが行われた場所であれば、他の国でも繰り返される可能性があります。米国連邦法は、適用される汚職防止法違反で起訴された従業員個人に課される罰金を会社が提供、払い戻し、またはその他の方法で資金提供することを禁じています。

## 11 法務部門またはコンプライアンス部門に指導を求める

本ポリシーが意図する汚職や贈収賄に関与する可能性のある問題や商取引に直面した者は、直ちにあなたの国の法務部またはコンプライアンス部、あるいは本社に連絡し、問題の進め方や対処方法について指導を受けなければなりません。

## 12 本方針に対する違反

本ポリシーおよび対応する手続きの遵守は必須であり、遵守しない場合は本ポリシー違反となります。会社は、本ポリシーまたは適用法に違反する行為が発見された従業員に対し、解雇を含む適切な懲戒処分を行います。違反を示す可能性のある状況を報告しなかった場合、または本ポリシー違反を不当に発見できなかった場合も、解雇を含む懲戒処分の対象となる場合があります。

### スコープ

本ポリシーは、当社の従業員、アソシエイト、および当社に代わってサービスを提供する第三者すべてに適用されます。

### 責任

コンプライアンス部は、本ポリシーの実施に責任を負います。

### 発効日

本ポリシーおよびその改訂は、コンプライアンス委員会の決定により承認された日付をもって発効するものとします。本方針は、コンプライアンス委員会または被指名人の決定によって撤回、改訂、または優先されない限り、効力を有するものとします。

### 参考文献

グローバル企業行動規範

### 改訂履歴

承認日	発効日	改訂	改定の目的
2025年11月13日	2025年11月1日	-	オリジナル版